

通所介護事業所

朝里中央デイサービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人北光会が開設する指定通所介護事業所・指定通所介護相当サービス事業所の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員・介護職員又は看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営方針は以下の通りとする。

- 1 事業所の職員は利用者が要支援又は要介護状態になった利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行う事により、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営む事が出来るように努めるものとする。又、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業所の運営にあたっては、利用者の人格・人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営む事が出来るように支援する。
- 3 事業者の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 朝里中央デイサービスセンター
- ② 所在地 北海道小樽市新光1丁目21番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

②生活相談員 3名（常勤兼務3名）

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、他の従業者と協力して利用者の生活の向上を図るために必要な援助や関係機関との連絡調整等を行う。

② 介護職員 9名（常勤専従5名・常勤兼務2名・非常勤専従2名）

介護職員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう配慮し、入浴・排泄・食事等の介護その他、日常生活上の援助を行う。

③ 看護職員 2名（常勤兼務1名・非常勤兼務1名）

看護師は、利用者の健康状態の把握と医師の指示に基づき看護を行う。

④ 機能訓練指導員 2名（常勤兼務1名・非常勤兼務1名）

機能訓練指導員は、利用者の有する能力に応じた機能訓練等の援助を行う。

⑥ 管理栄養士 1名（常勤兼務）

管理栄養士は、利用者の栄養状態を把握し、栄養改善に向けた支援を行う。

（営業日及び営業時間）

③ 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

①営業日 月曜日～土曜日

（ア）お盆（8月15日）と年末年始（12月30日から1月3日）は休館日とします。

②営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

③サービス提供時間

午前9時30分から午後3時45分までのサービス提供時間とする。

（指定通所介護及び指定通所介護相当サービスの利用定員）

④ 指定通所介護及び指定通所介護相当サービスの利用定員は、次のとおりとする。

通常規模型通所介護事業所・通所介護相当サービス事業所 30名

（指定通所介護及び指定通所介護相当サービスにおける介護の内容）

⑤ 指定通所介護及び指定通所介護相当サービスにおける介護の内容は、次のとおりとする。

- （1）入浴・清拭による清潔の保持
- （2）排泄の介助・自立援助
- （3）離床・着替え・整容等その他の日常生活の世話
- （4）食事の提供
- （5）生活動作の改善又は維持の為の機能訓練等
- （6）健康管理に関する援助

- (7) 利用者・家族に対する相談や助言等の援助
- (8) 送迎
- (9) その他レクリエーション・行事等のサービスの提供

(利用料等)

- ⑥ 指定通所介護・指定通所介護相当サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護サービスが法定代理受領サービスである時にはその1割の額(一定以上の所得者は2割又は3割の額)とする。
- 2 前項の他、次に掲げる料金の支払いを受ける。(おむつ代については、本人からの希望があった場合とする。)
 - (1) 食費 おやつ・飲み物代を含む 660円
※時間短縮利用等でおやつを食べない場合は625円となります。
 - (2) おむつ代(本人からの希望時)
 - *尿パット(SS・S・M) 20円(L・LL) 50円
 - *リハビリパンツ(S-M) 80円(L-LL) 90円(3L) 150円
 - (3) 前各項に掲げるものの他、通所介護事業所において提供される便宜のうち、利用者に負担させる事が適当と認められる費用。
- 3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

- ⑦ 通常の事業の実施地域は小樽市内とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- ⑧ 指定通所介護・指定通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申し込み者又はその家族に対し、事業の運営規程の概要・指定通所介護事業所・指定介護予防通所介護事業所の従業者の勤務体制その他の利用申し込み者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申し込み者の同意を得るものとする。
- 2 職員は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなった時は、速やかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他者の迷惑にならないように利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時における対応方法)

- ⑨ 職員は利用者に緊急事態が生じた時には、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(災害対策)

- ⑩ 事業所は防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に避難・救出等の訓練を行う。訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める措置を講じなければならない。

(ハラスメント対策の強化)

第 13 条 職場におけるハラスメント防止のために、雇用管理上の措置を講じる。なお、セクシャルハラスメントについては、上司・同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。

(1) 事業主が講ずるべき措置の具体的内容

- ・職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を従業者に周知・啓発すること。
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な、相談対応のための担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業者に周知すること。

(2) 事業者が講じる事が望ましい取り組みについて

- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備。
- ・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、1 人で対応させない等）
- ・被害防止のための取組（マニュアル作成、研修の実施、業種・業態等の状況に応じた取組）

(その他の運営についての重要事項)

第 14 条 事業所は、職員の資質の向上を図る為の研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内

容とする。

- 4 関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示する。又、利用者及びその家族の情報の使用に関しては、あらかじめ『個人情報使用同意書』（別紙）により同意の上、使用することとする。

（規程の補足）

第 15 条 この規程に定めるものの他、必要な事項については管理者と医療法人北光会との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 20 年 2 月 15 日から施行する。

平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

令和元年 5 月 1 日から施行する。

令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年 9 月 21 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

令和 6 年 5 月 1 日から施行する。